

# 国立ハンセン病療養所 菊池恵楓園視察報告書

九州弁護士会連合会人権擁護委員会

2016年6月23日（金）

## 発刊にあたり

ハンセン病患者・元患者は、我が国において90年の長きにわたり続いた強制隔離政策によって差別・偏見を受け、人としての尊厳・基本的人権を冒されてきましたが、司法においても、ハンセン病療養所入所者に対する裁判をハンセン病療養所や刑事収容施設に設置した「特別法廷」で行うという差別的な取り扱いが続きました。

これに対し、司法は長らく「特別法廷」の検証をせず、その責任を明らかにしていませんでしたが、最高裁判所事務総局が2016年4月に調査報告書を公表し、「特別法廷」の指定は合理性を欠く差別的取り扱いであったことが窺われる所とし、自らの過ちを認めて謝罪しました。

他方、当連合会は、1995年以降、療養所入所者への聴取調査・アンケート調査、シンポジウム等を通じて、人権侵害の実態を明らかにし、国に対し、ハンセン病問題の根本解決を求める決議をするなどして、ハンセン病問題の解決に努力してきたところですが、この「特別法廷」問題については具体的な取り組みをしてきました。

そこで、当連合会は、2016年5月26日に理事長声明を発して反省と謝罪の意を表し、自己検証のうえハンセン病患者・元患者の名誉回復や再発防止のため更なる努力をすることを決意しました。当委員会も本年度よりハンセン病「特別法廷」問題PTを立ち上げて調査を開始し、6月23日には改めて菊池恵楓園を訪問してその歴史的経緯や現状を確認し、入所者から聴取を行って「特別法廷」の実態を調査し、このたびこの報告書を取りまとめました。さらに、当連合会は9月23日に大会決議をする予定です。

当委員会といたしましても「特別法廷」問題を長年見過ごしてきたことをハンセン病患者・元患者、ご家族の皆様に対し改めて深くお詫び申し上げます。

また、この調査にご協力を頂いた菊池恵楓園の入所者・関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

今後この報告書が当連合会の真摯な自己検証や名誉回復、再発防止策の検討のために活用されることを願ってやみません。

2016年9月

九州弁護士会連合会人権擁護委員会

委員長 北澤匡大

## 目 次

第1部 菊池恵楓園内見学	1頁
① 菊池医療刑務支所跡	
② 旧監禁室	
③ 火葬場跡	
④ 宗教施設（やすらぎ会館）	
⑤ 納骨堂（新旧）	
⑥ 隔離塀	
⑦ 隔離の門跡	
⑧ 予防衣－社会交流会館（歴史資料館）内の展示物	
第2部 菊池恵楓園入所者聴取	11頁
(聴取対象者)	
① 志村康様（菊池恵楓園入所者自治会長）	
② 長州次郎様	
③ 杉野芳武様	
最後に	56頁
【参考資料】	57頁
1) 「菊池事件」について検察官による再審請求を求める理事長声明 (2013年4月30日)	
2) ハンセン病「特別法廷」（隔離法廷）と司法の責任に関する理事長声明 (2016年5月26日)	

# 第1部

## 菊池恵楓園園内見学

## 菊池医療刑務支所跡



木造の旧支所跡（1953年完成）と鉄筋の新支所跡（1986年完成<sup>i</sup>）が残されている。現在は造園業者に管理が委託されており、見学ができるようには整備されておらず、うつそうと草木が生い茂っている。

写真は、新支所跡。新支所は最大収容人員10名として建築されたが、収容されたのは1名だけであったことである。旧刑務支所内に特別法廷が設置され、出張裁判が行われた

刑務所の分類としては医療刑務所とされた。

---

<sup>i</sup> 2001（平成13）年5月のらい予防法違憲国賠訴訟の熊本地裁判決でハンセン病の隔離政策は、遅くとも1960年以降は違憲と判断しているが、新支所の建築はそれより20年以上後に建築されたことになる。

## 旧監禁室



大正 6 年に設けられた監禁室。

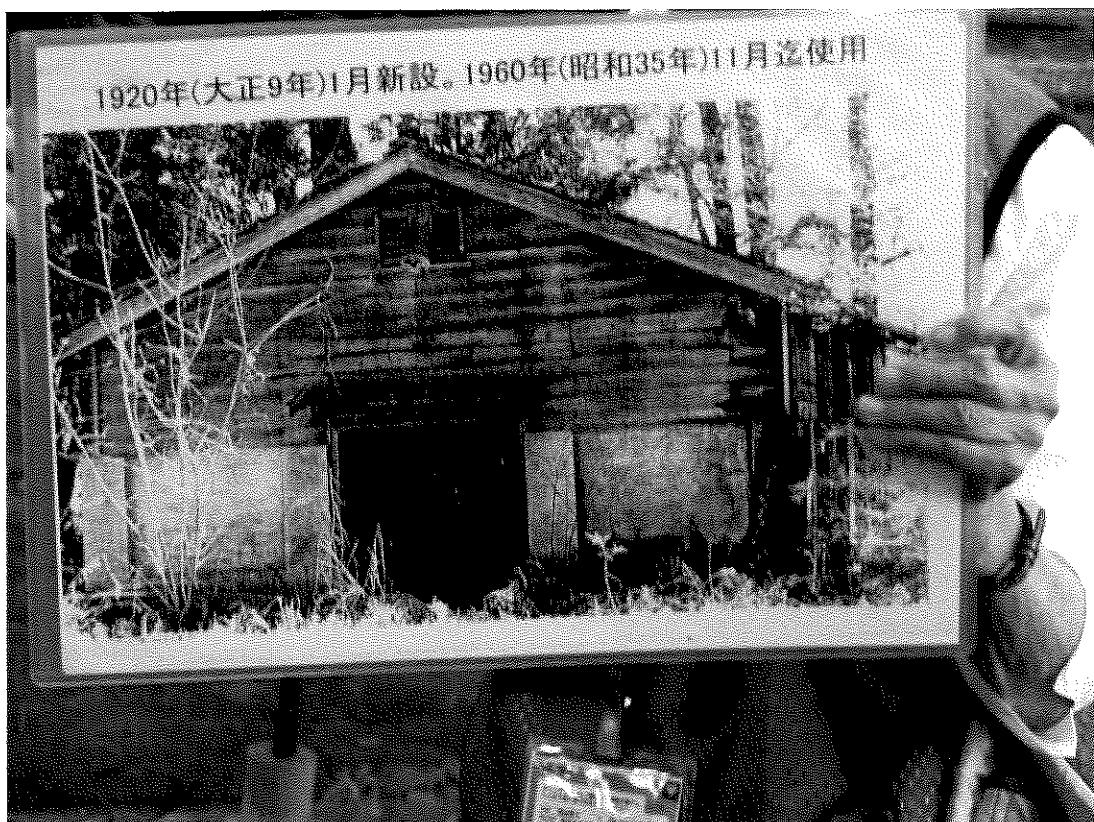
大正 5 年に療養所長に入所者への懲罰を認める懲戒検束権が付与され、療養所の規則に反した者に対して所長権限で収容をした。懲戒された者は、無断外泊などが理由で、30 日以内の謹慎または 7 日以内の減食が科された。

入所者からは、刑事事件を起こした者が勾留される警察署の施設である留置施設を「外監禁」、この監禁室を「内監禁」と呼ばれていた。外監禁は刑事手続によって身柄を拘束されるが、内監禁は所長権限での収容であった。

この内監禁は全国すべての国立療養所に設けられた。群馬県草津の栗生楽泉園にも受けられた特別病室（通称「重監房」）と異なり、この監禁室で死亡した者はいない。

監禁室として利用されなくなつてからは倉庫として利用されていたが、見学用施設として、「内監禁」として利用されていた当時と同じく、収容者が逃走できないためのかんぬき等が残されているとのことであるが、平成 28 年 4 月の熊本地震で被害を受け、平成 28 年 6 月 23 日の見学当日は入室できなかった。

## 火葬場跡



1920年に完成した火葬場跡。(写真は、火葬場跡地で、現地ガイドの方から当時の写真を示され、説明を受けている様子。)

火葬場が完成するまでは、療養所の外れの森内に土葬していた。

火葬場は、いわゆる患者作業で入所者によってつくられたものであり、火葬作業も患者作業で行われた。

1960年に患者作業が職員に移管されたのにともないこの火葬場は利用されなくなり、一般の火葬場を利用するようになった。



火葬場跡には植樹をし、「やすらぎの森」と呼ばれている。

その森に入所者の自治会が1983年に建立した碑

## 宗教施設—やすらぎ会館



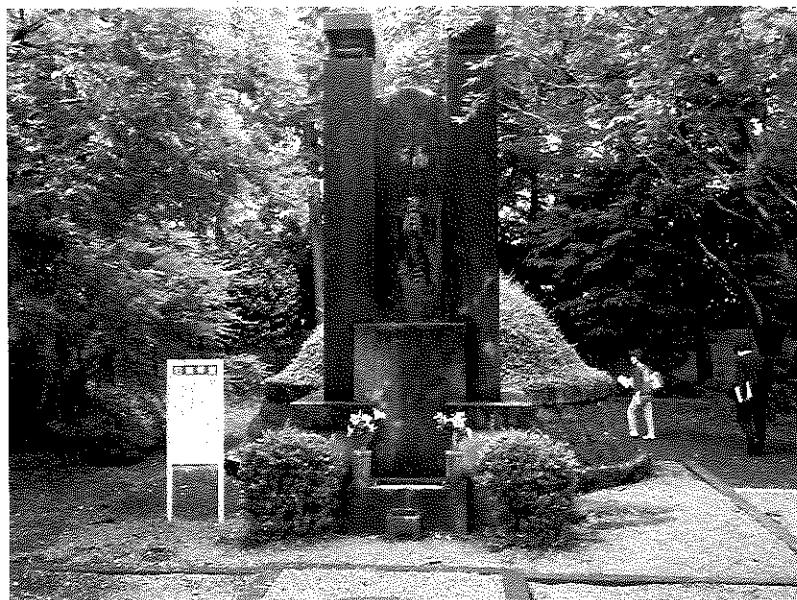
ハンセン病療養所は、強制的に入所させられる場所であるため、様々な宗教を信仰する者が入所させられていた。そのため、療養所の敷地内には多くの宗教施設が設けられていた。

しかし、1991年（平成3年）の台風19号により、多くの宗教施設が被害を受けてしまった。そのため、国費によって、多くの宗教に関する祭壇が設けられた「やすらぎ会館」が1994年に設立された。やすらぎ会館には、金光教、真言宗、日蓮宗、浄土真宗、神道（神棚）、物故者（お位牌）、天理教、創価学会、曹洞宗の祭壇があった。

なお、カトリックと真言密教については、やすらぎ会館外に、独立して宗教施設が設けられているとのことであった。

差別偏見を恐れて地元に帰っての葬式や法事ができない方は、このやすらぎ会館で行う方もいる。

## 納骨堂（新旧）



上が 1939 年完成の旧納骨堂、下が 1976 年完成の新納骨堂。  
旧納骨堂は半地下に納骨する部分があり、浸水してくるため、新納骨堂が建築された。

お亡くなりになり、骨になつても、家族の入つてゐるお墓に引き取つてもらえない元患者などのご遺骨が安置されている。

なお、熊本地震によって新納骨堂内のお骨が散乱してしまい、大変な状況であるとのことであった。

## 外界と遮断する隔離堀



療養所には高さ2.5メートルの堀が設けられ、外界と遮断されていた。

この堀は更に2メートルの深さの堀が設けられていたが、特徴的なのはその堀の位置である。城郭建築などでは、堀は施設の外側に設けられ、外からの侵入を防ぐ構造とするが、ハンセン病療養所では、入所者が逃亡しないように内側に堀が設けられていた。現在は、堀の部分に枯れ葉等が積もっていて分かりづらいが、現在でも堀は残っている。

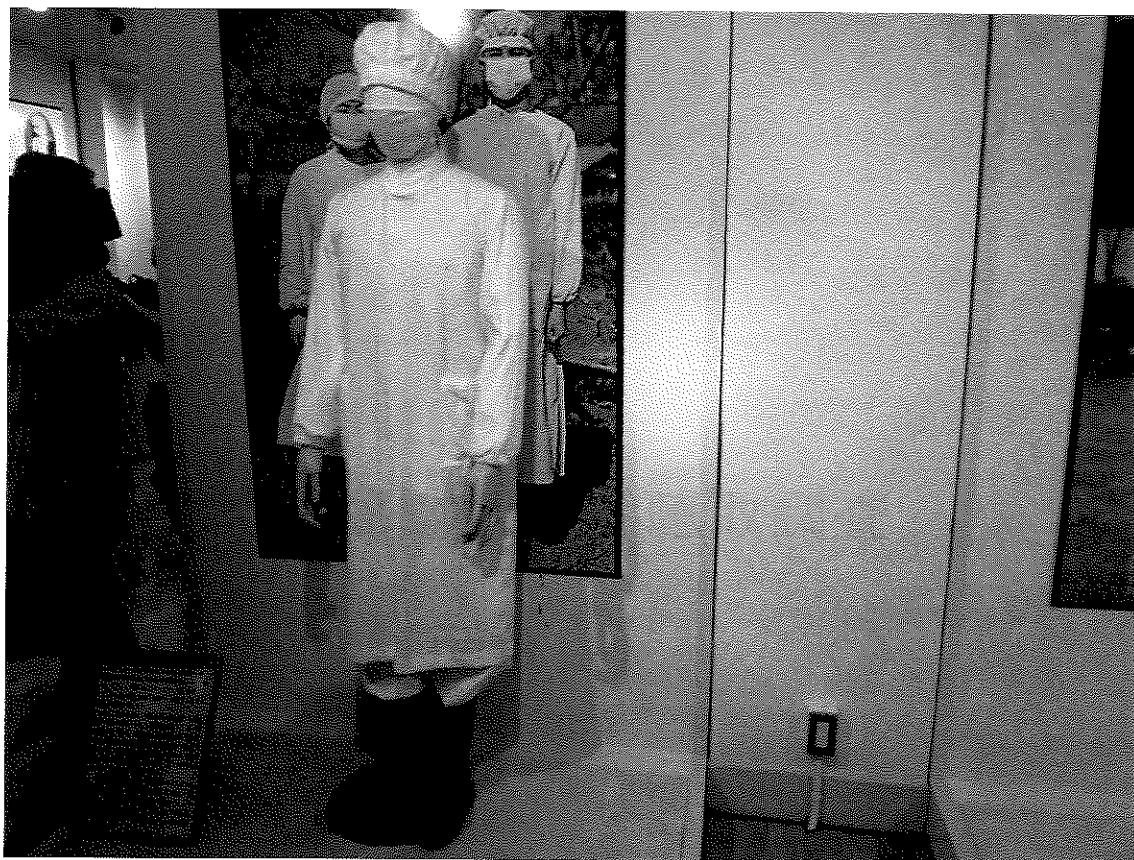
## 「隔離の門」跡



患者隔離の完全実施のため、患者地区と職員地区とは黒板塀で遮断し、この碑のある門だけが唯一外界に通じる、いわゆる「隔離の門」であった。

その後、プロミン効果の正式社会復帰を祈念するため、1951（昭和26）年に改装されたが、1997（平成9）年に病棟改築により撤去された。

## 予防衣—社会交流会館（資料館）内の展示物



菊池恵楓園内には資料館が整備されており、ハンセン病隔離政策や菊池恵楓園の歴史が分かりやすく展示されている。

その展示物の1つが写真の予防医である。ハンセン病療養所入所者以外の医師・看護師・療養所職員・面会者等が（元）患者のいる「有菌地帯」に入るときは、みなこの予防衣を着なければ入ることができなかった。

菊池事件での特別法廷でも、裁判官・書記官・検察官・弁護人のいずれもがこの予防衣を着用して、審理がなされたとされる。

## 第2部

# 菊池恵楓園入所者聴取調査

### (反証書)

冒頭挨拶：弁護士北澤匡大（九弁連人権擁護委員会委員長）

司 会：弁護士黒木聖士（同委員）

菊池恵楓園入所者：志村康さん，長州次郎さん，杉野芳武さん

質 問：九弁連人権擁護委員会委員

## 第1 冒頭挨拶

黒木：皆様お集まりのようですので、午後の入所者の方々からの聴取を始めさせていただきたいと思います。冒頭に、九弁連人権擁護委員会委員長の北澤弁護士から御挨拶をさせていただきます。

北澤：九弁連人権擁護委員会の委員長の北澤と申します。今日はお時間をいただきまして本当にありがとうございます。今、私共のほうで、特別法廷、すなわち、裁判所外、ハンセン病の施設で法廷を開いたという件について、問題があるのではないかということ、どういうことが行われていたかの調査を行っております。当時の施設の状況などもお話を聞かせていただければと思っておりますので、今日はこういう貴重な機会をいただきまして誠にありがとうございます。何卒、よろしくお願ひいたします。

## 第2 自己紹介

黒木：それでは、入所者の方々からの聞き取りを始めさせていただきたいと思います。まず、簡単に自己紹介をお願いします。

志村：(菊池恵楓園入所者)自治会長の志村と申します。私は、出張裁判を直接は見ておりませんが、出張裁判を直接見たのはこちらのお二人（長州さん・杉野さん）ですので、よろしくお願ひいたします。

長州：昔、偏見差別等がありましたので、本名を名乗るのは避けて、山口県出身だから長州次郎と名乗っております。報道、新聞等に出す場合には長州次郎でお願いします。昭和2年7月3日生まれで、来月になったら89歳になります。少し長生きしそうだんじゃないかと思いますけど、いろいろ経験したことを今日はお話ししたいと思いますので、よろしくお願ひします。

杉野：皆様、ご苦労様です。私は杉野芳武といいます。1931年（昭和6年）生まれです。5、6年前に脳卒中を患いましたので、耳は聞こえますが、なかなかうまい具合にしゃべれませんので、御了承お願ひいたします。1942年（昭和17年）に恵楓園に入所しましたので、入所してから実に74年になります。

志村：私は、1933年（昭和8年）、佐賀県の生まれです。1945年、旧制中学に入りました。1948年（昭和23年）、ハンセン病ということを九州大学で診断を受けまして、1948年3月25日に恵楓園に入所ということになりました。こうした経緯ですから、義務教育は終えたような、終えていないような状態です。そういうことで、学歴はなしということでお願いしたいと思っております。

### 第3 入所に至る経緯

黒木：それでは、最初に、志村さんから、簡単に入所に至る経緯をお話しいただければと思います。

志村：私は、今から考えますと、ハンセン病の兆候が初めて見られたのは小学校の5年か6年ころです。学校の校庭に鋼鉄棒というのがありまして、そこにふざけてぶら下がっていたんですが、始業のベルが鳴ったときに、自分の足がどういうふうに絡んでいるか分からなくなりました。それで手を離したら砂場に落ちて、そのときに、左足のほうは、痛覚があって痛い。見たら血が流れていたんですね。養護室に行ったのですが、あとで右も怪我しているじゃないかと養護室で言われて、治療を受けた経験があります。この時、自分では右足の感覚がなく、指摘されるまで、右足を怪我していることに気づいていませんでした。ハンセン病に罹患し

たことがわかるのは中学校に入ってからになります。グランドで草を取っていたときに、担任の教師が、おい、おまえどうしたんだと言うので、何ですかと言ったら、私の頬が赤いと言うのです。自分では分かりませんので、洗面所に行って、顔を洗って、私の頬を鏡に映したら、何か、ピンク色で、浮いたように見えるんです。その後も暑くなったら頬が浮いたように見えるということがありました。当時、私の父は旧国鉄に勤めておりましたが、旧国鉄指定の健康保険病院が佐賀の県立病院でした。そこで、県立病院に検査を行ったんです。そこで血液検査をして、ワッセルマン反応というのを調べられます。そうしたところ、陽性という判定が出て、梅毒が疑われるということだったんです。梅毒を疑われるということになると、遺伝性の梅毒じゃないかということで、しばらく様子を見ていたのですが、全く一向によくならない。それで、半年ぐらい過ぎた後に、今度は佐賀市内では有名な、博士号を持つ皮梅科、つまり皮膚科と梅毒科の専門医のところに診察を行ったんです。そこでは、血液検査をやり、ワッセルマン反応が陽性であるなら、九分九厘、あなたの今の症状からして梅毒で間違いないと言われました。そこで、606号サルバルサンという当時の特効薬を週一で打つようになりました。初号から6号というように、1から6号まであって、7週目は、一回休んで抗体検査をやる。それを繰り返して治療をやるというのが、梅毒の治療なんです。それで、私は6号まではいかず、5号まで打つたら、眉毛が薄くなっていました。それで、これはいかんということで、九州大学に診察に行きました。その医者に診断書を書いてもらって、九州大学の皮膚科のほうに診察に行ったら、教授が、当時はドイツ語でしゃべっているんですが、その中で、レプラという

言葉が出てきました。私が中学2年のときに、私の町内で、天然痘の患者さんが出て、すごい消毒が行われました。路地や患者が出た寮には、ロープが張ってあって、警察が警備する中で、建物の中は保健所の職員が消毒します。当時は板塀や白壁ですが、それを構わず、ずっと消毒していって、仕上げには、真っ白くなるように石灰を振っていくという作業です。私はそれを電柱の陰に隠れながら、町内の人と一緒に見ています。翌日、学校に行ったら、生物の授業で、今日は伝染病をやろうということになって、そのとき、多久から来ていた級友の一人がレプラと言いました。ペスト、コレラ、ジフテリアなど、中学の試験には大体30から50ぐらいの伝染病が出るから覚えとけということで、丸暗記したわけですが、たまたま級友の一人がレプラという病名を挙げた。みんなレプラが何か分かってないからきょとんとしていたんです。そしたら、生物の教師が、おい、ちょっと待てと言いました。もしレプラにかかったら瀬戸の小島に強制収容され、なおかつ、男子は断種させられると言ったんです。ただ、そのことだけ言ったんです。しかし、旧制中学、男子校ですから、断種と聞いたものですから、教室が騒然となつた。そういう中で私は、ひょっこりひょうたん島じゃないけど、瀬戸の小島と言われたって見たこともないし、自分で想像するしかない。私は唐津にいたことがあるのですが、唐津湾には高島とか鳥島などいろんな島があり、そこには民家もなく、何もありません。そのときに思ったのは、瀬戸の小島に強制収容され、なおかつ、断種をするということですから、レプラは強烈な伝染病じゃないかということです。断種というからには、遺伝する疾患ではないかと思いました。もし自分がそういう病気になつたら、首をくくって死ぬだろうなあとい

うふうにその授業の中で考えました。その病名が、九州大学で教授の口から出たわけです。教授はレプラと言った。自分はレプラだったのかということで、これはもう死ぬ以外ないなあと思ったんです。その途端、強い貧血になりました。血の気が失せて、全部、床に吸い込まれるみたいな感覚で、やっと立っていたという記憶がある。そして、翌々日強制収容されるということになりました。父親が旧国鉄の職員であったため、いわゆる「お召し列車」、らしい患者特別輸送列車のことを知っていました。父は自分も実際そういう場に立ち会ったことがあるということから、教授に、消毒はどうなりますかという話をしている。ただし教授は、病名は何ですかと言われても言わない。そして、専門の療養所が熊本県にありますと言いました。ついこの間、日本皮膚科学会で、いわゆる「石館プロミン」の効果について発表があったという話を始めました。その発表によると、これまでにない画期的な薬ができた、だから何も心配しなくていいですよ、若いし、まだ症状もそんなに出てないので、一日も早く熊本にある恵楓園に行ってくださいということだったんです。もし大学でプロミンが手に入るんだったら、教授自身が、私を検体として、注射の効き目を確かめるっていうんです。そう思うんだけど、九州大学にはその薬は入ってこない。だから療養所に行けば、早く治療が受けられるということで私は恵楓園に入ってきたんです。（九州大学で診察を受けた翌々日）入ってきたのですが、実は、入ろうとしたら、「帰ってくれ」と言うんです。受付に来たら帰ってくれと言われました。それで、「なんですか」と言うと、「今、満床だから空きがない」「もし空きが出たら、保健所を通して通知がきますから、それまで家にいてください」と言う。学校の授業で聞いた、瀬戸の小島

に強制収容され、なおかつ男子は断種までするという、そういう病気である者が、療養所に入ってくれと言って来たら、満床だから自分の家へ帰って下さいって言うのです。空いたら連絡しますという対応だったので、これはもう何ともおかしな話だと思いました。それで、寝具を持ってきていましたし、倉庫の片隅でもいいから置いてくれと頼みました。それでは、自治会のほうに連絡をして聞いてみますということでした。それで自治会に電話を入れたら、一つだけ空いているということで、私は入ったんですが、何人いるか、空きがあるかどうかということも、自治会の方が園よりも詳しいということが、何ともおかしな話だと思いながら、入ったんです。（入所すると）普通は、一時収容所というところに入れられるんですが、そこには病状の進んだ患者がいまして、園長審査もなくまっすぐ、私は空いている部屋に入ったんです。

それで、最初の診断のときのことだけを、お話ししておきます。入所すると園長審査があるのですが、私の場合はしばらくありませんでした。最初の診断が行われたのは、入所してから2、3日か1週間ぐらい経っていました。園長審査というのが今日あるからと言うので、園長室のドアを叩いて、ノックして入っていったら、園長が「おい、君、<sup>ろくろく</sup>6 6 打っただろう」と言いました。だから「はい」と答えました。すると、「何でそんな馬鹿なことをするんだ」と言されました。どうしてこんな馬鹿なことをするんだろうと。<sup>6 6</sup>（注：606号サルバルサン）を打つということは、この病気にとって最悪の治療を君はやったんだと、園長が言う。こちらは、療養所に入って、新しい薬を注射するか、それがないなら、もう木にぶら下がって死のうかというような形で療養所に来ているのに、それも、中学3年生に向かって、園長がそういう

ふうに言った。このときの悔しさといったら、それはもう、本当に筆舌に尽くし難い。ボロボロ涙を流しながら私はこらえたんですが、「この野郎」と思ってね。それから2年半かけて図書の本全部読んで、だんだん、物が言えるようになりました。

黒木：次に、長州さん、お願ひします。

長州：はい。私は昭和2年7月3日生まれです。昭和15年、15歳のときに山口県防府市の旧制中学に入りました。昭和15年、満州事変、支那事変が始まって、昭和16年には太平洋戦争が始まり、アメリカやイギリスなどの連合軍と戦争をするようになった。その当時は食糧管理法で食料も制限され、被服類も切符制というような時代で、午前中は学科がありましたけど、徴用というか、農作業の手伝いとかに借り出されて、軍事教練、すなわち銃剣術をやりました。旧制中学2年生、3年生になったら、三八式歩兵銃又は騎兵銃という、馬に乗って満州辺りで撃つ、小さい長さが短いやつと帶剣が支給されて、銃の扱いをずっと毎日するようになった。強制的に强行軍というか、30、40キログラムの背嚢を背負って、銃を担いで、帶剣をして、兵隊ごっこばかりで、疲れ果てて学校に行っていました。そうしたところが、4年生の7月ころに、右手の握力がちょっと低下して、銃を持つ手の握力が落ちて、これはおかしいということで、防府市の中央病院に行きました。防府市というと、いわゆるあのバスである光田健輔の出身地です。それで中関っていうところの出身で、私もお墓参りやお寺参りをしたことがあります。中央病院で診断されまして、そのとき知覚麻痺を検査しました。筆、針、熱い試験管に入ったお湯や水、氷水で、知覚麻痺の検査をして、後から考えたら、そこでハンセン病であると分かっているはずと思いましたけれども、

この時はハンセン病という診断が下されなかった。その当時、昭和18年といえば、結核とハンセン病の診断力はどこの医者でも抜群に知識をもった時代でした。それなのに診断してくれないとということで、今度は山口の日赤に行きました。山口の日赤でも、先程の志村君の話と同じように、梅毒の疑いがあるということでしたけれども、診断は出ませんでした。それで次に、門司の鉄道病院に行きました。そこで診察では、私は分かりませんでしたがどこか足に斑紋があって、それを研究材料で取られました。しかし、そこでも診断は出ませんでした。それで、最後は九州大学の皮膚科に父方と母方の親戚に連れられて行って、ハンセン病ということが診断され、(岡山の)長島愛生園か、熊本の菊池恵楓園に行かなければならぬということになりました。当時は戦時中で、内務省管轄で、サーベルを提げた警察が、伝染病関係を支配していたという時代でございまして、私はハンセン病について全く知識がなかった。診断を受けて、もう家に帰らずに旅館住まいを3週間ぐらいしました。今でも山陽本線小郡駅前に石田旅館という旅館があり、そこに3週間ぐらいおりました。それで、父方と母方の親戚が長島愛生園と菊池恵楓園を実際に見て行き、長島愛生園は島で、今のように自動車、橋のない時代で、あそこはかわいそうだからということで、菊池恵楓園に来ることになりました。私が希望したんじやない。親族会議で決まったままに、ここにやられた。ハンセン病に罹った者は私の家族、親族にも全くないということでしたが、私がハンセン病であることは間違いないということで、昭和18年8月13日、小郡駅で山陽本線の急行列車に乗ることになって、父方と母方の親戚の男性が付添いで乗車することになりました。そのとき驚いたのは、私はお母さん子

で、お母さん、お母さんと甘えて引っ付き回るよう、18歳ぐらいでもそういうふうにしていたのに、お母さんが私に「汽車通学の定期券を返してください」と言うから、ポケットからお母さんに定期券を渡したら、昨日まで本当に甘い声だったお母さんと私の間であるのに、お母さんは、ハンカチで定期券を受け取ったのです。これには本当にびっくりしました。そういうことを現実に味わうということは、どうしたことだろうかというようなことで、今でも記憶している。お母さんは私に「療養所に行って、毎日寝台に乗っていないで、散歩しながら体力温存せんにやいかんのよ」と言って、しっかり言って聞かせられて、恵楓園に来たわけですが、もう明くる日から強制労働をさせられました。元気な者も、不自由な者も、園内の火葬場から屎尿処理、そのほか、大工や左官、一つの町を形成するような、理髪などあらゆる職場があって強制的に仕事をさせられるという様子でした。

私が昭和18年8月13日に入所した当時、菊池恵楓園は入所者が1150人おりました。部屋は明治時代に建てた家、大正時代にできた家、昭和の時代にできた家、いろいろありますけども、男性の患者は、1号室から44号室まで44棟あります、私が入ったのは、昭和にできた18号室という部屋で、35畳の部屋に20人という状態でした。女人は1号から24号室までありました。合計1150人いたというふうに記憶しております。

現在、そこ（自治会事務所前）に広場がありますが、その広場のところに通用門がありました。今、監禁室（跡）がある場所のちょっと手前が通用門で、当時はそこに事務所があって、（入所時）そこに父方と母方の親戚の人が来て、私をそこの職員に預けていった。そのときに、解剖許可書などいろいろな書類に印鑑をつい

て入所しました。

山口県防府市の光田健輔が今でも市役所の前に巨像がある。ハンセン病の親玉がいるところでも診断をしない、山口の日赤も門司の鉄道病院も診断しなかったということは、後で考えると、当時の癞予防法の影響ではないかと思いました。当時の癞予防法では、患者を見つけたら強制隔離すると定められておりました。その前に家屋等全部消毒をしなければならないということで、私が防府市の中学校でハンセン病と診断されたら、学校中全部消毒しなければならないような事態になります。明治40年の法律第1号で「癞予防に関する件」が制定され、大正5年、療養所長に懲戒検束権が付与され、昭和6年には旧法（癞予防法）が成立して、全ての患者を強制隔離することになります。いや応なしに強制収容する、いろいろ文句を言うと監禁にぶち込む。監禁でこたえんなら二つの特別病室に送って帰られないようにするというような人間としての扱いが全くないような時代に私は入所したわけです。入所までのことはここら辺にしておきます。

黒木：次に、杉野さんお願いします。

杉野：私は1931年（昭和6年）生まれです。私の病気が分かったのは、小学校の集団検診の時でした。たまたま校医の人がいて、後々まで、この人のことが不思議でたまらなかつたけど、田舎の医者がこんな病気のことを知っていたのかなあと思っていました。いずれにしても、その人から注進があつて、恵楓園に来ることになりました。ただ、病気と分かつても、村や学校では、多くの寮友が言うように、冷たい扱いはされませんでした。部落の人も級友たちも別にひどいことはしなかつたんですが、少しでも早く療養所に行って病気を治したほうがよかろうということでした。当

時、私の病状は、眉毛が普通の人と比べるとちょっと薄かったかなという、後になって思えば、その程度だったんです。それで、恵楓園に行くことになりました。私は百姓屋の一人息子でした。因みに私の家は、今、大水が出て大騒動している小国町、南小国町です。とにかく病状を早く治して、おふくろの手伝いでも早くできるような体になる必要があるということで、治療のために、療養所に入るということになりました。ですから、寮友たちがよく言うように、大した症状もないまま、恵楓園に入ったわけです。当時、子どもたちは、恵楓園に男女合わせて40人くらいの生徒がいて、子どもたちだけの集団生活、男の係の人をお父さんと呼ぶような集団生活が始まるようになりました。その時分は、ハンセン病の薬が何もないわけです。ひたすら、当時一番の特効薬だと言われていた大楓子という非常に痛い筋肉注射の治療を一生懸命するということだけが治療でした。

昭和20年は、恵楓園が空襲に遭った年ですけど、大人になると、児童寮から一般寮に出るようになったわけです。ちょうど長州さんの近くだったんです。私が出た寮も同じです。その寮というのは昭和の初めに作られた寮で古い寮だったんですけども、いずれにしてもそこに配室されました。当時はこうした配室することも、患者たちがやっておりました。皆さんが言っていたように、その後の療養生活は、大して効きもしない薬をひたすら打つということが仕事になりました。それでも、早くふるさとに帰りたいという一心で、治療はしましたけれども、それが残念なことに何らの効果もないばかりでした。当時の予防法のために、帰れなかつたわけです。結果的に閉じ込められたんです。それが残念でなりません。おふくろも、私が入所してから本当に間もなく亡

くになりました。親一人子一人ですから、何としても会いたいという気持ちでした。早く治療をして良くなって、帰りたいという思いで一生懸命、その一心で頑張ったんですけども、薬石効なしということで、残念でたまりません。おふくろの死に目にも会えなかつたということが、本当にもう、今でも・・・悔やんでも悔やみきれない。

そして、もう一つ、今日は、弁護士の人たちが一杯こうしてお出でになっていただいております。私たちはこんな悪法があって、みんなお聞きのように苦しんできたわけですが、この悪法を何とか改正しようということで頑張った闘争があったんです。本当に今考えても、このときに、これだけの人が集まつていただけるような状況があつたら、私たちの解放というのはもっと早かつたんじゃないかということが本当に悔やまれてならないんです。このことを思うと、本当に恨みさえ残るんです。それが情けなかったと。もっと皆さんをはじめ世間の人たちが、この悪法の存在を知り、こういう法律のためにこれだけみんな苦しんでいるということを知り、法律の改正がなされたのであれば、こういう状況はもっともっと違つたんじゃないだろうかと思えてなりません。今のハンセン病にまつわるいろんな苦しみなどもない状況になつたのではないだろうかということです。本当にそれを思うと残念でなりません。今後も、皆様方にそういうことを含めてお願ひしなければならないと思いますけれども、本当に残念でならないわけです。そういう過去の歴史があるということを含めて、今後とも、私たちをよろしくお願ひしておきます。以上で終わります。

黒木：ありがとうございました。

#### 第4 監禁室（内監禁・外監禁）

黒木：本日午前中に園内を見学させていただいた際、監禁室の跡を見させていただきました。監禁には、「内監禁」と「外監禁」の2種類があるとのことですが、昭和20年代、30年代、「内監禁室」と、外部の警察署の「外監禁室」は、どういう形で使われていたのかを教えていただけますか。

長州：今、残っている監禁室は、全部赤レンガで囲って、全然中が見えないようにして、外から見ると屋根だけが見えるような建て方であったんです。当時は（入所者が職員から）「おい」「こら」の（と言われる）時代です。患者地帯は有菌地帯、職員地帯は無菌地帯と位置づけられて、入園者は有菌地帯から無菌地帯に一歩でも入ると「おい」「こら」でやられるような時代でした。主に監禁室（内監禁）に入ったのは、逃走です。戦時中は人手が足りなくて、農家出身の人が農作業に帰るというようなときに、無断で故郷へ帰って、故郷から恵楓園に戻ってきたときに、平均して1週間前後、監禁室（内監禁）に入れられるというのが通常の監禁室の運営方法です。「患者心得」が17条に渡って、喧嘩、口論はいかん、博打はいかん、女部屋に行ったらいかん等いろいろ拘束があつて、朝何時に起きて晩は何時に寝る、お風呂は何時から2時間のうちに入る、お風呂のお湯は小さいバケツ3杯以上は使ってはいかんと罰則付きで規定しているのですが、これに何回も違反すると監禁室に入れられる。私は18歳で入所して、18号室に配室されておりました。後から話すけど、最初に出張裁判が行われたのを見た時は、自治会事務所の西隣に私が配室されて、その部屋が18号室でした。そういう所に配室されて、入った途端に先輩の人が、園内では梨とか柿とかいろいろ生り物があるけど、

落ちた柿や梨でも取って食べたら駄目よ、監禁に入らにやいかんよとしつかり言われたことを覚えております。それで、「外監禁」というのは、今あなたたちが入ってこられた洗濯場の奥の方に、熊本県警の留置場として建ててあった。それは、板塀で、外側から入ることはできんようにした所です。それでも、何か差し入れをしたようなとき、私も夜中に梯子を持って行ったりして加勢した覚えがあります。留置場と言いながら管理があんまり厳重ではないということもありました。

黒木：「内監禁室」は、まだ残っていますね。

長州：そうです、今も恵楓園に残っているのが「内監禁室」です。

黒木：「内監禁室」は、昭和35年まで使われていたのですか。

長州：それぐらいですね。大分の入所者が大分に農作業で帰って、園に帰ってくると、監禁室に入れられました。福岡の人も入れられていて、1人ずつ入れられていきました。昔の時代劇に出てくる牢屋と同じです。見舞いに行ったことがあるし、入っている人を見たことがあります。

志村：長州さんが先程おっしゃったように、昭和18年ころ、戦争がどんどん激しくなって、食糧事情が一番深刻で、食べ物がないんです。食料配給という話も出る中、なかなか思うように食料も入ってこないという状況下で、療養所の運営自体もうまくいかないということで、宮崎松記という当時の園長が、自然治癒の状態の人を中心に、後遺症が少ない人は自分の田舎に帰ってくれないかという対応をとるようになりました。自然治癒というのは、何も治療しなくても治るという状態で、そういう状態の者が入所者の大体25%おりました。4分の1の人は何もしなくても治っていくわけです。こうした自然治癒の状態の人には自分の田舎に帰

ってくれと頼むわけです。園の方が、「口減らし」で帰ってくれないかと言って、昭和18，19，20，21年と帰したわけです。そして、戦争に負けて、どんどん戦地から人が帰ってくる。そうすると、地方で労働力として重宝がられた者がいらなくなると、まとめて（園に）帰ってくる。そうすると、一応、規則は規則だから1週間、（監禁室に）入ったけという対応です。そんな理不尽なことが行われて（監禁室に）入ったという人がいる。

そして、「外監禁」と今言われました。午前中見学で社会交流会館に行かれたと思うのですが、そこに高い棟があったでしょう？。棟の反対側の、道路に面している向こうが今駐車場になっていますが、あそこに駐在所があった。恵楓園の敷地の中に駐在所があるて、そこに一人詰めていました。130年ぐらいの立派なヒノキがびっしり植わっていました。今は洗濯場があるのですが、そこから獸道みたいなものがありまして、我々は通れないけれど、職員は通れる、獸道を通っていく。すると、そこにぽっかりと四角い空が切り取られて、そこに「外監禁」がありました。私は、戦後、1948年に恵楓園に入ったわけですが、それから4，5年経つてからでしょうか、大きなヒノキの樹の下に、うっそとう灌木が生えている。それをかき分けかき分け、おつかなびっくりしながら、ずうっと通っていったら、あの板塀ができました。その中に（菊池事件の）Fさんが入れられていた。もう一人、私が知っているのは、韓国人で、これは日本に来て密航してきたんじゃないいかと思いますが、その人が捕まって、大村収容所でハンセン病というのが分かってここに入れられた。彼は、マッチかライターか分かりませんが、ベッドに火をつけて、自殺した。そういうことがあった。だから外監禁に入っている人は、中で傷

害事件を起こしたとかそういう人というよりも、外で傷害事件を起こしたり、密航の韓国人の方が大村収容所にまず入れられ、そこでハンセン病というふうに診断を受けたらここに入れられてきたんじゃないかなと、そういうふうに思うんです。

黒木：外監禁というのは、警察署の留置場ということですね。

長州：はい、留置場のことです。

黒木：ハンセン病患者の特別の留置場があったということですね。

長州：はい、はい、そう。

黒木：志村さんが入所された1948年の4、5年後、1952年、53年のころ、ちょうど、菊池事件が起こるころ、その留置場が出来て、Fさんがその留置場に入ったということですか。

長州：Fさんの（ダイナマイト）事件は昭和26年（1951年）夏で、第1回の公判が昭和26年の秋でしたから、その大分前に、できている。

志村：私が行った時は大分朽ちていました。

長州：もうその前に、大分前に出来ている。自治会50年史に年表があって、調べれば分かるけど、ちょっと記憶に乏しい。

黒木：わかりました。警察署の留置場（外監禁）はいつまで使われていたのですか。

長州：Fさんが留置場から脱走した後ですから。

志村：医療刑務所が出来るまででしょう。

長州：医療刑務所も恵楓園の患者地帯に作るということを自治会で反対したけれども、あそこに作られた。

質問：「外監禁」は、要するに、刑事事件を起こした人を収容した場所ということではいいでしょうか。

長州：そうですね。

質問：恵楓園の中で規則違反した場合はどうでしょうか。

長州：それは監禁室に入れられます。警察沙汰というか、傷害など刑事事件になると留置場（外監禁）に入れられます。それは、はっきり分かれています。

## 第5 特別法廷について

黒木：ちょうど1時間が経ちました。年齢的には、長州さんは昭和2年生まれ、杉野さんは昭和6年生まれ、志村さんは昭和8年生まれなので、その順番で聞いていった方が時代の流れとして分かりやすいかと思いますが、本日は、特別法廷の問題で視察調査に参りましたので、いよいよその話を聞きしたいと思います。

最高裁判所の調査によれば、菊池恵楓園で一番最初に特別法廷が許可されたのは昭和25年で、昭和28年3月に菊池医療刑務支所ができるまでは菊池恵楓園内で特別法廷が行われ、それ以降は、菊池医療刑務支所内で昭和47年まで特別法廷が続けられます。それでは、まず、長州さんから、特別法廷について、見たり聞いたりした体験談をお話し頂きたいと思います。

長州：今、「盲人会館」がある場所には明治42年に（菊池恵楓園が）開園したとき、「説教所」という建物が造られました。当時、（園内には）浄土真宗、真言宗、日蓮宗、キリスト教があり、1か月に1回、説教によって精神的安定が図られていたのでしょうか、昭和11年、現在の「第5センター」の後ろ、塀の前に梵鐘のある場所に、総ガラス張りで、職員・来賓は上段、入園者は下段と区別のある、150畳敷の大きな「礼拝堂」ができまして、供養などをする場所が「礼拝堂」に移ったので、「説教所」は自治会に払い下げられて「自治会事務所」になりました。

私が最初に出張裁判を見に行ったのは、その自治会事務所（元「説教所」）でした。それは、昭和26年だから、私が25、26歳ぐらいです。新憲法ができて、六法全書を買って勉強して、人権の問題を少しかじっていた時代ですが、特別、裁判に関心があったということではありませんでした。それでも、当時、自治会には会長、副会長、総代、副総代と係長が7名いて、自治会事務所で係長を現役として行っていた人から、「明日、事務所で裁判があるけん、事務所は休み」ということを聞いたので、寮の人と3人で一緒に、講学のために、裁判とはどういうものだろうと思って見に行きました。その場所には、前に楠の木があるので、今の「盲人会館」のある場所という見当がつきます。ところが、白と黒の幔幕でずっと自治会事務所は取り巻かれていました。幔幕の高さは、私が立っても手が届かないような高さでした。当時は、まだ「おい、こら」の時代で、幔幕を押し分けて中を見るようなことをすると、赤丸がついて監禁に入らなければいけない候補生にランクされるから、そういうことはしないけど、鯨幕というか、白と黒の幕で全部囲んで中でやっていることを全く見られない状態でした。あとで、それがFさんのダイナマイト事件の裁判だということがわかりました。昭和26年秋ころでした。私は裁判を見たというより、裁判らしきものが行われていたというのが1回目でした。

私が出張裁判を見に行った2回目は、当時、新しく建設された自治会事務所で行われたときです。今の盲人会館の西南側にある第2センター4号室辺りに、昭和26年から28年にかけて強制収容のために、1000床、それから500床、合計1500床が増床された時に、新しい自治会事務所、放送部、中央集会所が

新しく建築されました。当時、園の委託業務を患者がやるため、現在の福祉課の仕事をほとんど自治会でやっていました。前にヒマラヤ杉がありました。その新しい自治会事務所で行われた出張裁判も、全部白黒の幔幕で取り囲んでいました。その当時、自治会事務所には会長ほか30人以上いたはずですから、みんな見ているはずです。当時の話をする人は少なくなっていますが、ずっと聞いて回ると「あそこで裁判があったんじやな」と(言われる)。

私が当時のことを思い出すと、自治会事務所に玄関から入ると突き当たりにタイプライター室があって、その部屋が6畳ぐらいの部屋で、タイプライターが3台あったと思いますが、その6畳くらいのタイプライター室のところで裁判が行われていたらしいです。中を見た人は誰もいない。何かあっているということで、幕の外側から見たということです。

私が出張裁判を見に行った3回目は、「監禁室」前の広場のところに「慰安所」と呼ばれていた「公会堂」で行われたときです。現在の公会堂は、それから3回建て直されています。昭和28年、そこで裁判が行われていました。

「慰安所」と呼ばれていた「公会堂」は、東向きに舞台があり、反対の西側には2メートルぐらいの高さの2階席があり、職員や来賓が観覧するような場所でした。南側には1メートルぐらいの高さで欄干・手すりがあって、職員の家族や隣部落の人が、映画などがあるときに観覧していました。はっきり、職員・外来者と患者をきれいに分けて座席があり観覧するようになっていました。入所者用の出入口は北側にあり、出入口から入ると、コンクリートで、そこで靴を脱いで下駄箱に下足を入れて、畳の上で(入所者は)観覧していました。

本通りから 10 メートルくらいの所に慰安所の出入口があつて、慰安所で出張裁判が行われたときも、（入所者用の）出入口に白黒の幕が張ってありました。

しかし、その時は昭和 28 年で、（職員から）「おい、こら」と言われる時代から、（職員が）「おい、こら。お前たち。何言うか」と言うなら、（入所者が）「何で」と言ってもいいような時代になりました。人権を 3 分の 1 くらい取り戻す時代でしたが、園内では職員が 24 時間 365 日入所者を見張りする「内巡視」がなされていました。

夕食前後に散歩中、何かあっているようで（公会堂の入所者出入口に張っていた幕を）はぐって見たら、西側の職員・来賓の観覧席で裁判が行われていたのを見ました。1 間半か 2 間、4 枚くらいの戸があった出入口に入って、裁判があつてているのを見ていきました。（出入り口から観覧席まで距離が遠くて）全然、何を言っているか分からないので、ちょっと見て、興味のない人はすぐ出て、今裁判があつてているようだと、道を通る人にいろいろ知らせたりしていました。

その中で、裁判を見ていた人が、（菊池事件の被告人である）F さんが「空言ばっかり言うて、おまえたちは嘘ばっかり言う」と大きな声で叫んでいたことをすぐに自治会事務所に言いに行つたということでした。

黒木：はい、ありがとうございました。それでは、次に杉野さん、お願いします。

杉野：出張裁判を見たのは、同じところではあるけれども、とにかく裁判が肃々と行われる状況の中ですから、本当、のぞき見をするというようなことだったんですよ。だから、その時は、裁判か

何かもよく分からず、それが裁判であることは、あとで知ったことです。

偶々（裁判を見ていた）部屋の人たちが、「国選弁護人ってあんなもんだろうな」と言って話をしていました。そのとき、国選弁護人という言葉も知らない時代でした。とにかくそういう中で、行われていたということは事実ですね。

黒木：杉野さんが実際に見たりした具体的状況をもう少し詳しく教えてもらえますか。

杉野：長州さんも言いよったけど、裁判があるという知らせのある状況ではなかったわけです。

長州：うん、知らせがない時代。

杉野：娯楽のない時代で、偶々、そこに幔幕が張っていたから、珍しいものがあるんだろうなというふうに思って、偶々、覗いたところ、それが裁判だったということです。

長州：（今回）最高裁の人や金沢大学の井上名誉教授など5名（有識者委員）が来た時、ここ（菊池恵楓園）で裁判をするという公告を本門のところに張り紙をしていたということを初めて聞きました。そこにある杉山郵便局を定年退職した人に、本門に恵楓園で出張裁判があるという告示や張り紙がしていたことを見たり話を聞いたことがあるかと尋ねたが、「全くありません」ということでした。

最高裁の人や金沢大学の井上名誉教授（有識者委員）などが、今年（2016年）2月29日に聴取調査に来て、初めてそういうことを言っていました。私たちは、有菌地帯と無菌地帯がはっきり分かれて、（入所者が）本門の方に出たら監禁室に入れ込まれるような懲戒検束権がまだ生きている時代に、患者が行けない場所に告知しても、告知の名に値しないじゃないかということをし

つかり言いました。最高裁報告書（の有識者委員会意見）では、憲法違反の疑いがある、平等と公開の原則に反しているというふうに答申をしていましたが、最高裁は、人の苦しみ、人の神経痛は何年でも堪えろというような態度でした。らい予防法が廃止されて20年、国賠訴訟判決から15年になるけど、国の法律の専門家で、法律によって国民をかばうということをしてくれなければいけない人が情けないことで、手続上事務総長に移管したことは法律違反でした、法律に違反してお詫びします、しかし、個別の裁判については関知しないとか言う。

死刑になったFさんをどう取り返すか。Fさんは貧乏で、裁判に対して弁護士も立てることができなかつたので、私たちは1円募金・10円募金をしました。熊本市長をした自民党の国会議員もやった人が国選弁護人をしていたが、そういう人がどれだけ（Fさんを）庇ってくれたか。検事に対して異議はありません、言うことありませんと言っていた。ハンセン病ということで、家族ももう、ハンセン病になつたら死んでくれた方が家のためにいいというような雰囲気で、叔父さんや家族がそういう方向に導いた形跡がある。証拠について、（警察は）初め、鎌と言っていたのが、あとで短刀に変わって、田舎の畑の中にあるあそこ（小屋）に突き刺していて、それを熊本大学の世良教授に鑑定してもらつたら、血液反応はなく、血液は洗えばなくなると（控訴審判決が）言つていた。人を何箇所も突いてから、刃物に付いた血液がちょっと洗つたぐらいで取れるはずはない。そういうことで、四面楚歌の中でFさんは死刑にされた。Fさんは学校に2年しか行っておらず、自分の意思を伝える力、コミュニケーション力がないので、「そぎやんことがあるもんか」、「馬鹿ったれ」ということばかり言つ

て、事実自分はやってないっていうことを意を尽くして話すこと  
ができなかつたということで、四面楚歌の中で刑が執行された。

私も、菊池医療刑務所に面会に行って握手したこともあります  
けれども、自治会の役員であれば、菊池恵楓園の定年後の所長が  
医療刑務所の所長で、面会も自由にしてくれていた。

私も、昭和36年から今日まで、自治会の役員、会長、副会長、  
すべての役をしています。今日も志村君が頑張っているから、足  
手まといだらうけど加勢しようと思っている。昭和36年から1  
年も休まずに自治会の役員している。何でも聞いてください。

黒木：長州さんが（3回目に）公会堂であった裁判を少し見たとのこ  
とですが、それはFさんの（菊池）事件だったのですか。

長州：私の場合は、増重文さんという志村君の兄貴、同じ部屋にいた  
(当時の)自治会長から、そこでFさんの（菊池）事件の裁判が  
行われたということをあとで確認したと思います。

志村：杉野さんの部屋の真ん前がちょうど公会堂で、慰安所と言つ  
いましたが、傷痍軍人の人が、「慰安所と言うのはいかん」と言つ  
ていた。私は、中学3年で（菊池恵楓園に）来たので、慰安所が  
何でいけないかなと思っていたら、従軍慰安婦の「慰安」と同じ  
字ですよね。それを公会堂の呼び名に付けているので、これはい  
かんというふうに四国出身の傷痍軍人の人が言っていました。

慰安所で裁判があつていた。今おっしゃったように、東の方に  
本舞台があつて、職員の舞台は西側の方にあつた。それで、舞台  
ですから一段高くなっている。映画が入るようになって、その舞  
台を半分にして、真ん中のところに映写機を置くようにしたもん  
ですから、当時の舞台がなくなつたんですが、そこに、ブロック  
積みの映写室を作つて、映写機を据えて映画を偶に当時やつてい

た。娯楽がやっと流行り出したころです。裁判官がいたのは、映写室の南側の方です。南側というのは、職員の出入口に近い方です。その高い所に裁判官がいて、検察官が、警察官に対して証人尋問をやっていて、それに対して警察官が何か答えると、先程、長州さんが言ったように、Fさんが、「なんで作り話をするかー」と言う。そうすると、警察官の方がびびっちゃって、もう足もピクピクなっているという状況を見た人がいます。ある意味、恐ろしい裁判というか、そういう裁判があつてあるということを、偶々通りがかった人が、(慰安所の)中から怒号が聞こえるもんですから、覗いたら裁判があつてある。一人が止まつたら、(当時は入所者が多く)往来が一杯だったので、ちょっと人だかりができて、その中の一人が自治会に対して、今面白い裁判というか、一見の価値があるというので、自治会から、私と同じ部屋だった当時の増さんが、そう言われて、見に行つたということです。そうするとやっぱり、検察官が、Fさんが犯人というふうに決め付けたシナリオに沿つて警察官を尋問していたとのことです。警察官尋問の際、Fさんが、「なんば嘘言いよるか」と、本当に田舎出身で、小学校も2年半ぐらいしか行ってないという人ですから、Fさんがそんなことを言うと、もう警察官自体が、もうおろおろして、どちらが犯人かって言つたら、警察官が犯人じゃないかというふうな状況でした。検察官の尋問に対して、まともに答えているのは被告(Fさん)の方であつて、警察官は、答えの辻褄が合わないという状況があつたのです。それで、増さんは、傍聴して「あれ(Fさん)はやってないと確信をもつた」と言つていました。全くちぐはぐな警察官尋問があつたというんですね。Fさんに対する尋問というのは直接はなかつた。あの裁判を紐解くと、証拠

調べもそうですし、裁判を開いて親族などへの本当の証人尋問というのをやってない。一番問題なのは、（親族の供述調書で）「やってきた」と（Fさんが言ったことに）なっていることです。「やってきた」っていうのは、この辺の地域では、A地点からB地点へ「やってきた」と言うし、それから、例えば、Fさんの場合は、留置場から逃げ出してきたであれば、この辺の方言として「はって来た」と言い、それを「やってきた」とは言わない。「はって來た」っていうのを勝手に、シナリオを書き換えて、（調書で）「やってきた」としている。そんな、小学校を2年しか出てない田舎の人が、やくざ映画を見るわけでもない、「やってきた」なんて言うことは絶対あり得ない。これは確信をもって言えると思います。そういう事件です。杉野さんもおっしゃったように、弁護人が、早く弁論、裁判を終わらせるために、情状酌量というのもあるから、早く自白しろよ、罪を認めろよというふうに弁護をする。そういうことがあって、本当の弁護はしていない。現在ではあり得ない。しかし、戦後のどさくさの中では、そういうことは現実に行われた。検察が言うことが正しくて、弁護人が言うことは、大体検察が言うとおりにする。そういう裁判が行われたんじゃないかというふうに思います。

遅くとも1960年以降は憲法に違反していたというのが熊本地裁「杉山判決」で、それを引用して、最高裁（調査報告書）も1960年以降出張裁判をやったことについては事務総局がやつたので、これは明らかに違法であり、違法であるということは確定しているので、わざわざ、最高裁が、憲法判断を下す必要ないというのがこの間の最高裁判所長官の弁解ですね。そんなアホなことあるかと。自分のところの裁判所で話し合って、それでよか

ろうということで出張裁判をやった。それは憲法に違反している。結局、マスコミの問い合わせに対して、「憲法違反と認識をしていいかどうか」という質問に対する回答としては、「そう考えていていいといつてもいい」というふうに最高裁判所も認めているわけですね。しかし、憲法違反というのをわざわざ、憲法判断を下す必要ないというふうに最高裁判所は言っている。最高裁判所が、憲法判断を下すということをしないのであるならば、新たに憲法裁判所を作るべきであると、最高裁判所長官の発言を聞いて率直にそういうふうに思いました。そういうことも考えないといけないのでないかという弁護士さんの話もあります。

それと、今ご覧になってきた現在ある菊池医療刑務所を残すべきだと思っています。現在建物が残っている（新築された）菊池医療刑務所は、1985年に完成して1986年に開所しました。そして、4月から10月までたった一人しか収容者がいませんでした。それも、（罪名は）破廉恥罪と聞きました。破廉恥罪の一人を収容するために作られたのが、あの刑務所です。是非、現在ある刑務所は、「負の遺産」として残す必要があります。厚生省、法務省、それと弁護士にも責任があり、日本弁護士連合会も含まれる。裁判所が言う、遅くとも1960年以降（医療刑務所が新築される1986年以前）は、古い刑務所のほうに収監されている、その人たちに対して本当に正しい弁護をやってきたのかどうかということです。ましてや、（菊池事件の）2審では、●弁護人が、おそらく死刑の判決が出るだろうと言っていたので、自治会は、傍聴したいから、裁判期日が決まったら、自治会にも知らせてくれということをずっと言ってきたのに、その日に限って、何の連絡もない。それで、開廷が1時間遅れて、弁護士不在のまま死刑

の判決を2審の公判で言い渡している。弟さんと自治会の役員の正、副会長2人が付き添ったという、無茶苦茶なことをやっている。だからこれは司法だけの責任ではなくて、弁護人も責任を負うべき。皆さんどうかあの建物が壊されないように、必死にお力を貸してくださいと思っています。そこには、小中一貫校ができる予定で、小学校800、中学校が400、合計1200名の子どもが授業を受けるわけです。そうすると、敷地の中にそのままの刑務所跡の建物を実際残すことができるかどうか。保護者の中から、あの刑務所はどかせ、取り壊せという声が必ず出てくると思う。そういうときに弁護士さん方はどういうふうに対処していただけのか。必ずしもあの場所でなければならぬという話ではないと思います。あの辺は、駐車場にするという計画で今進んでいる。しかし、校舎がいざ建ちだすと、それはいかんでしょう。刑務所の跡があそこにあるっていうことだから、一部分切り取ってでも、こちらのほうに移築をする、個室の部分だけでも、切り取って持ってきて、ここに刑務所がありましたと。日本全国に13のハンセン病療養所がありますが、その中で刑務所があったのは菊池恵楓園だけです。

恵楓園の向こう側は、今はもう大分空地になっていますが、一番多いときは昭和33年に入所者1735名というのが自治会の資料に載っていました。向こう側に野球グラウンドが二つあって、ネットを張っていない向こうのグラウンドのところに刑務所を作るというふうに（検討されていました）。1000床は宮崎松記にあげます、だから、刑務所も作ってくださいっていうのが光田健輔の願いだった。光田健輔は、悪いやつがいるので懲らしめるために、栗生楽泉園に重監房を「特別病室」という名称で作ったの

です。特別病室には95名収容されて23名が亡くなりました。危ないから病棟に戻したけど再起不能になった人もいて、トータルすると53名が死んだ。こんな苛酷なことをやったのです。これは、園長の名による懲戒権と検束権です。

黒木：先程、菊池医療刑務所跡の話が出ましたけれども、小中一貫校はもう出来ているのですか、それとも計画ですか。

志村：あと5年先に建つように手続がされています。

黒木：壁も壊される予定になっているのですか。

志村：そうです。

黒木：刑務所跡は学校の敷地になるということですか。

志村：はい。（私たちは）今建っているところを7メートル残してくれと言ったけれど、3メートルにしてくださいと言われて、現在残っている刑務所が建っているところに3メートルの幅を置いて学校敷地にするということです。

黒木：特別法廷を見聞した御経験をお話しいただきましたけれども、一番問題になっているのはFさんの菊池事件で、Fさんとの関わりもご経験されているかと思いますが、Fさんとのいろいろな思い出やエピソードがあったら教えていただけますか。

志村：Fさんの最初のダイナマイト事件のときはまだ、自治会の方は何も（裁判支援に）動いてなかったんです。殺人事件になってからです。

長州：群馬県草津の療養所で支部長会議が開かれたときに、殺人事件の問題を取り上げて支援するということが決まったんです。それでも手遅れというか、1円募金、10円募金、菊池恵楓園自治会でも当時はお金がなかったから、2万円とか3万円とか、2、3回、弁護士の車代とか出したわけですけど、みんなが理解して、

●さん（支援者）たちが現地調査をする形になって死刑執行されたものだから、もう少し早かったら、何とか・・・。

志村：死刑判決後、松川事件などに関係されていた自由法曹団の●弁護士らが、再審請求するわけですが、（菊池事件が）難航しているようだから、見てくれないかというようなことで●先生がここに入ってこられたんです。その当時、自治会としても、予算が全く出てきてないわけです。直接、療養所に入っておられる方ばかりじゃないんです。熊本県の無らい県運動検証報告書というのが一昨年に出たんですが、これによると、熊本県の全家庭を一斉検査する、ハンセン病の患者がいないかどうかを検査するという話です。これが無らい県運動です。そこで問題があったのは、開業している医者は患者さんを診ないといけないので、熊本県全部の家庭を回って見るということは不可能だという結論に達するわけです。そこで考え出されたのが、警察官に対して簡易にハンセン病の検診、ハンセン病の簡易検診法というのを講習会でやるということで、警察が、昭和16年に検診をやって、Fさんは、らいの疑いがあるということで、恵楓園に診察に行くように言われたという記録が役場に残っていたみたいです。それと県の方にも行つていった。しかし、Fさん自体は、熊本大学で診察を受けると、患者ではない、ノンです、ということで自分の家にいた。

私たち自治会の方も、その当時、今みたいにテレビがあるわけでもないし、新聞も、みんな貧しくてみんな取っていないで、自治会と図書にあるぐらいで、そんな取れるような状況にはないんですね。それと、今は福祉課が園内放送で伝え、全部の部屋にスピーカーが付けられていて、あれは、戦後、何年頃だろう、昭和26、27年でしょう？

長州：自治会事務所が建って、放送部ができて、だから、昭和27、  
28年やな。

志村：それまでは、一番前の人は、寮と寮の間の炊事場から後ろに出ていって、「おーい、2番の人」と言って、「何時何分から水が出るから」と言って、そういうことで伝達する。だから、出張裁判そのものについても、もし自治会がやったとすれば、そういう形でしかみんなに知らせる手段はないわけですよね。そういう時代の出張裁判ですから、本当に紙を張ったとか、そういうのはもう見た人はいないと思う。

黒木：入所者に対しては、裁判についての告知はなかったということですね。

長州：ああ、そう。

志村：それははっきりしていますね。

長州：はっきりしている。

志村：ただ、園には、どこを使わせてくれというのが、あったと思いますね。

長州：ああ。ないと使われんけんな。

質問：先程の話だと、園内に告知がされても、無菌地帯と有菌地帯が別れていて、そこ（無菌地帯）に行ったら懲罰の対象になるので、そこに行こうと思っても行けなかつたという意味合いのことと言わされましたよね。

長州：はい。見にいくことができない状態で告知の張り紙をしたということです。

質問：だから実質的に行けないから、それはもう告知の意味がないと言ふことを言われたのですね。

長州：そうです。

質問：その問題と、園外の人たちに対する告知があったのかどうなのかという問題はまた別問題としてあると思うんですけども、最高裁がああいう判断をしたというのは、園外の人たちに対して裁判が公開されていたみたいな言い方で、今言われた園内の人たちが実際に受けたかどうなのかという話とは別の話として言われているんですけど。

長州：ハンセン病が嫌われているということで、外から特定の映画には来るけれど、園内に裁判をするから見に行こうなんていう考えの人は恐らくいなかつたんじゃないかと思う。全く今の時代と違う。患者地帯と職員地帯が全く区別されて、口蹄疫やニワトリのインフルエンザで殺処分にするような格好で職員が出入りしよったとですから。違うのは、長靴、帽子、マスク、予防着、手袋をして園内に職員が入るというだけ。だから、全く話をしてもなかなか理解ができないような境遇で療養所生活をしたわけです。

家庭のことを言うけど、うちのお母さん、私はここに来て72年になるけど、一回も我が家に帰らん。帰ってくれるな、長州家が破滅するからと言って約束をされて、お母さんは100歳で死んだけど、供養にも帰られん。本当、残念で仕方ない。それで毎年7月の七夕さんには二つのお願いをしております。一つは、今度生まれてくるときはお母さんと一緒に暮らせますように。それからもう一つは、私は断種墮胎をされている。家内は、本当は破水とともにキューピーさんのような男の印を付けた子供が生まれて、手足をバタバタしながら、生きたまま看護婦が連れていった。行った先は、おそらく園内だったら、治療棟が昭和63年に新しくなるまで解剖室がそこにあったので、そこにずうっと陳列してあった。おそらく私の子どももアルコール漬けになっていたと思

うけど、治療棟ができる昭和63年、今の歴史資料館の2階が園の本館だったときに、2階の園長室の隣に運んだという加勢係の生き証人が今でもおります。7月の七夕さんには、今度生まれてくるときはお母さんと暮らしますように。そしてもう一つは、返してください、墮胎児タロウを。タロウと家内と名前を付けて供養しておりましたけれども、そういうことを度重ねて、踏まれて踏まれて今まで生きながらえてきたわけですね。さっき志村君も言ったけど、そこまでくるまでに司法の人たちがなぜらい予防法というものをもう少し勉強してくれなかつたのか。昭和26年から28年に第1回のらい予防法改正で、そのときには、強制隔離を外してください、懲戒検査権を外してください、家族の検診、家族に一人病人が出たら全部裸にして検診していた、そういうことをやめて法律を改正してくださいということをお願いしていたのに、司法の人は一つも加勢しなかつた。そのときには、社会党と全医労と日本患者同盟、そういう人たちが一生懸命加勢したけど国には届かなかつた。それから2回目が昭和38年に予防法改正の火の手をあげたけども、それもうやむやになつた。その後は平成2年に大谷（藤郎）元厚生省医務局長が中に入つて、改正よりは廃止だということで所長連盟にテコ入れをして、所長連盟の皆は医者だから、ハンセン病が感染するような病気ではない、治る病気だということは知つた上でも、なお強制隔離をして、療養所に来なければ治療ができないような医療体系を作つてきたということは、もう返す返すも人権侵害が甚だしい、もう残念で残念でならんというふうに思います。最高裁がお詫びの中で、もう少し、司法の中でハンセン病のことについて、人権侵害、公開のことについて勉強して法律家として働いてほしいというようなこ

とを最後に言っていますけれども、それが正しく届いたものやら。今でも、療養所を作ったのは政府でも何でもない、患者が、患者の方が療養所を作つて育ててきた。恵楓園で死んだ3890名の人、職員が現職で亡くなった人50名の人たちが恵楓園を作つた、厚労省が色々言うけれども、実際は入園者が入園者のためによかれと思って、強制隔離・強制労働で療養所を作つたということを最後に皆さんに理解してもらいたい。

志村：旧菊池医療刑務所の塀には扉が三つあります。現在、この古い刑務所の塀の扉だけが残っています。一番左側、東側を入つたところが接見所で、兼簡易裁判所。だから、あそこの刑務所を作るとき既に、出張裁判をやるということを決めて作ったんです。これは、本当にひどい話で、最初から、裁判の公開の原則というのを考えていないかったんですね。長州さんが色々おっしゃったけど、言いたいことは、やっぱり憲法の外にハンセン病患者がいて、らい予防法があったということですね。憲法の以前にらい予防法があり、憲法の枠内にはハンセン病もないし、らい予防法もなかったということです。そのことを司法全体としてどう考えるかということです。

私は、Fさんが死刑執行されるころ、（自治会で）渉外部長をしていました。1週間に1回ぐらい（Fさんに）面会に行っていました。Fさんには娘さんが1人いて、「子女後援会」が始まりました。Fさんは、自分は字も読めない、自分の名前とか、少ない漢字しか読めなかつた。例えば「やってきた」という文字を書いて読ませたって、何の理解も得られてないと思います。そういう人です。それで、娘にだけは、自分は検察や警察に尋問を受けたんだけど、言っちゃならないことに、もうくたびれたり、面倒くさ

かつたりして、うんと言うたかもしれんと。そういうことを娘には、返事が、相手が聞いていることに答えることができるよう、判断ができるような子どもになってもらいたいと。そのためにはせめて高校は出したいということで、私たちは恵楓園の中に三十何名いたと思いますが、5円だか10円だか、それぐらい毎月抜いて、娘さんの学費の足しにということでやっていた。そういう中で、先程、長州さんが言ったように、この問題は増さんという人が、Fはやっていない、あれは警察・検察のシナリオがおかしいということを強く主張して、F事件に、ずっと入っていくわけです。それで、いわゆる現地調査をやったときには、最初は熊本県の共産党、社会党、県総評、これが延長され、10月には、熊本県と福岡県の総評、社会党、共産党が現地調査をやるということに決まっていた。すると、慌てて（1962年）9月に処刑をされたのです。法務大臣が一番上にあった事件に（死刑執行の）印鑑を押した。すると、翌々日、再審請求を却下した。その晩、夜遅く、10時ごろ、今度は、福岡刑務所への移送命令が出る。聞くところによると、普通は、処刑されたときには遺品は全部何もない、焼いてしまって。遺書だけが残る。しかし、Fさんの場合は逆です。遺書もなければ遺品は一杯残っている。全く逆のことが行われている。それで、その中で弁護士さんとFさんの子女後援会の人が一生懸命探したのは、死刑の執行令書、これがどこにあるかというのでもう全部、一番最初に開いたトランクの中を見終わって、そこも閉めて、後ろの方に置いて、そのトランクに尻を向けて、ほかの遺品をずうっと調べていた。調べ終わって無いということでひょっと後ろを向いたらトランクの上に執行令書が乗っていた。Fさんは、死刑があるということも知らない。お

別れですねと（福岡刑務所の）教務部長が言った。Fさんは（教務部長に）「私は、今日さっき来たばかりですけど、どこかに転勤されるんですか」と言いました。普通の人なら、お別れですねって言われたら、死刑囚なら分かるはずですが、それが分からない。それでまた改めて、（教務部長が）「いよいよお別れですね」と言ったらまだ分からない。ということは、死刑執行令書を見せてないということなのです。そんなことで死刑を執行するなんてことはあり得ない。これほどの差別裁判はないと私は思います。それはさっき言ったように、ハンセン病の患者及びらい予防法というものが日本国憲法の外にある。日本国憲法の中にはなかった。予定してなかった。「らい予防法」違憲国賠請求訴訟によって、やっと私たちは日本国民になれた。あの裁判の時、この裁判勝つかと原告の人がいろいろ言うけど、勝つか負けるか分からん、しかし、日本国民であるということを裁判所が認めるならば俺たちが勝つ、日本国民として認めるなら裁判には勝ちます、認めるかどうかは裁判所が決めることだから私たちは分かりません。しかし、精一杯弁護団と原告で戦います、それだけやったんです。一番、勝ったことがない裁判ですよね。最高裁まで行って勝った試しがないですから、99%は駄目でも、我々は国に対して、司法に対して言うべきことを言ってきた。10年かかって最高裁に行く、その間は運動が継続できると思った。運動をやっていって、死ぬまで運動を続けられるんじゃないかというのが私の考えでしたが、あのような（違憲）判決が出て、驚いた。

## 第6 質疑応答

長州：何か質問はありますか。

質問：公開の関係で、裁判を傍聴できなかつたという話と、裁判の模様について、こうだつたという話を聞かれているようなところがあるので、実際、傍聴自體に何か制限があつたのかについては、どうなのですか。

長州：今は、園内放送で何々があるといつて、一部始終、放送で流します。ところが、あの時代は全くそういうことは一切しないような時代でした。園長もしくは事務部長あたりが許可して、場所を貸したということで、一般の入所者は全然知らないのです。

質問：知っているかどうかではなく、実際に傍聴ができたかどうかということなんですが。

長州：裁判があるということを聞いていない、認知していないから、傍聴に行くことはできない。

質問：具体的に聞きたいんですけども、長州さんが、3回、裁判を知っていると言われて、その場所として、1回目は説教所、2回目は（当時新築の）自治会事務所、3回目は慰安所というのですが、これらは、「有菌地帯」と呼ばれる場所にあるということですね。

長州：はい、そうです、有菌地帯です。

黒木：1、2回目の説教所と自治会事務所は、入所者の施設ですから「有菌地帯」で、外から一般の人は入れませんから、公開にはならないということですね。

長州：入ってこない。

黒木：ただ、3回目の慰安所と呼ばれている公会堂は、半分は外から入られるので、例えば、映画が上映されるときなどは、外の人たちが映画を見にきたりもしていたのです。

長州：（当時の）公会堂の写真があります。この写真は、裏（注：職員

地帯側) から撮った写真ですが、(入所者は) 全くこちらから出入りすることはなかった。

志村：患者地帯（有菌地帯）から職員地帯（無菌地帯）に出たら、監禁室に入れられても文句は言えないというほど厳しく、有菌・無菌が非常にはっきりと分かれていきました。

質問：2つ目の質問ですが、幔幕が張られていたということについて、出入口部分も含めて、360度張られていたのかということを知りたいんですけど、出入口は開かれていて入れるような状況だったのか、360度、幔幕が張られていたのでしょうか。

長州：幔幕は、全部取り囲んでいました。

質問：だから入れないのですか。

長州：入れない。

質問：基本的に入れないということであれば、公開原則の関係では、実際、公開原則自体が働いてないということになりますか。

長州：1回目と2回目は、全く入園者は中に入られなかった。

質問：ドアの鍵は閉まっていたのですか。

志村：いや、ドアなんかない。

長州：幔幕があるから、ドアを開けているかどうか分からない。

質問：ドアの前にも幕が張られてあったのですか。

長州：そうそう。

質問：その幕を勝手に開けようすると、どうなるのですか。

長州：「おい、こら」の時代だから。

志村：杉野さんは、幕が張ってあるから、幕に耳を当てて聞いていると、風が吹いてきて、パーッと幕が開いたので、中を見ると、裁判があつていて、怖くなつて逃げたということです。自由に中にに入る状況じやないです。

質問：窓の脇ぐらいから見たという感じですか。

長州：（建物の）裏側も全部、鯨幕が張っていて、高さが2メートルくらいあるので、首を突っ込んで見ることもできなかった。

質問：菊池事件で、実際に中を傍聴した入園者は誰かいるのですか。

長州：いないだろう。

志村：私も、昭和23年に入所しましたが、実際、出張裁判は、全く知らない。

質問：増さんは、裁判を公会堂の中に入って傍聴されていたのですか。

志村：北側の患者出入口に幕が張ってあったので、そこを開けて中を覗いたという話でした。

黒木：最高裁調査報告書では「特別法廷」は公開原則に違反しないとしたのですが、それは、「慰安所」（旧公会堂）の南側の出入口は職員地帯（無菌地帯）に接していて、一般人は、この南側の出入口から物理的に自由に入れたりできたから、傍聴は制限していないという理屈です。

他方、長州さんが1回目と2回目に裁判を見かけたのは、患者地帯（有菌地帯）にある自治会事務所ですから、外部の人は入れないですね。

長州：完全にシャットアウト。

黒木：最高裁は、自治会事務所のタイプライター室で裁判が行われていたという長州さんの証言について、例えば、所在尋問かもしれないから、公判手続が行われたかどうか事実認定できないので、公開原則違反について判断できないという理屈で逃げています。

志村：菊池恵楓園で裁判をしてもいいという許可は出したが、どこで開廷したかはわからないというのが最高裁の言い分です。菊池恵楓園の中のいわゆる有菌地帯と無菌地帯のどちらでやったか、そ

ういう細かいことについては、最高裁はわからないと言うのです。

長州：裁判が合計 9 回、菊池恵楓園内で行われたということは明確になった。その内、私が遭遇したのが 3 回です。

黒木：菊池事件より以前、一番最初に、菊池恵楓園で特別法廷が許可されたのが昭和 25 年 8 月で、入園者が警察官に対する強盗殺人という重大事件を犯したという S 事件です。入所者の自治会は、凶悪犯人を園の中で裁判することに反対して、外の裁判所でやつてくれっていうふうに言ったけれど、結局、外の裁判所でできないということで、無理に園内で裁判をすることになったというのが菊池恵楓園の特別法廷第 1 号です。

長州：S 事件の裁判と言われる写真が新聞記事に掲載されて、300 人の傍聴人がいたと書いてある。

志村：絶対おかしいと思う。（患者地帯に設けられた）傍聴席の前列に写っている人が、カッターシャツを着ていますが、昭和 25 年当時、カッターシャツを着ている入園者はいない。

長州：当時、入園者がカッターシャツなど持っていない。刑務所のような縞模様の着物を着て歩かないと、やかましく言われた時代。傍聴者が皆、カッターシャツを着ているので、合成写真ではないか。

黒木：S 事件は、警察官を殺したという大事件として新聞報道されていたので、社会的には大きな話題になっていて、傍聴人が来てもおかしくはないのですが、こういう写真が 1 枚残っていたので、最高裁としては、傍聴人がいたという一つの証拠になると考えています。

しかし、F さんの菊池事件は全く別で、傍聴人がいない状況だったということですね。

長州：ほかにも兄弟で殺人を起した事件があったが、それも、どこで裁判をしたかわからない。

志村：菊池恵楓園の「生き字引」と言われている人も、恵楓園で裁判があったことは知らないと言っている。出張裁判というのは、本当にいい加減な裁判ではないかと思います。裁判記録も、どういうものであったかよく分からぬ。S事件の裁判は、菊池恵楓園自治会が反対したため、鹿児島（星塚敬愛園）に行ったが、それでも反対されたため、菊池恵楓園に戻って裁判をしたということで、結局、刑事事件の裁判をどこでやるかは決まっていなかつたのではないか。

質問：長州さんが3回目に慰安所で菊池事件の裁判を見たという話がありましたら、なぜ入れるようになったのでしょうか。

長州：昭和28年で、「おい、こら」の時代から少し患者の力が強くなつて、「おい、こら」と頭ごなしにやられるようなことから、徐々に人権思想が高まつていった。

恵楓園の職員はほとんど、警察上がりか、陸軍、海軍出身で、一つ一つ積み重ねて、園長をはじめ職員の姿勢が徐々に良くなつて、対等に話ができるようにしたわけです。

質問：菊池医療刑務支所の接見室でも菊池事件の裁判が行われましたが、そこで裁判は傍聴したことはありますか。

長州：いや、一応、面会だけは行ったけど、裁判には行ったことない。

志村：そこでの傍聴席は、5人も座ったらもう一杯ですよ。接見室ですから、狭い。

長州：やつと5、6人が掛けられるくらい。

志村：（面会時に）Fさんと握手して、頑張りましょうと言って帰つてきました。教誨師の坂本牧師さんに聞いてみても分かるよう

に、体つきは頑丈だけど、温厚な人で、「この人が何で?」「やつてない」という思いがありました。目が泳ぐということは全くなかった。

黒木：菊池恵楓園は、日本一大きな療養所ですけど、1953年に園の敷地の南東部分の一部だけ法務省に管轄換えをして、菊池医療刑務支所が作られました。

長州：元々、官舎があった場所の辺りです。

黒木：医療刑務所ができた1953年から接見室を法廷として裁判が行われるようになりましたが、入所者は園外に外出できないですから、傍聴に行けないということですね。

長州：うん、それはもう。

黒木：ただし、自治会の代表の方だけは園の外出許可を得て、面会に行っていたということですね。

志村：園の許可は要ります。

長州：外出許可です、はい。

質問：職員地帯（無菌地帯）には、一般の方は出入り自由だったのでですか。

長州：いいや、ハンセン病は恐ろしい病氣で、園は特別な場所だから、よほどの人でないと来る人はいなかつた。

質問：例えば、皆さんに御親族が面会に来たりとか。

長州：職員地帯（無菌地帯）の事務所に入り口がある。私のお母さんが、2回面会に来てくれたけど、受付の職員が、患者に触るな、患者の家に上がるな、お茶を飲むなどと/or言っていた。

志村：そういう状況です。父親が面会に来たら、私の部屋の入所者は36畳に18人、1人2畳当てでいつも人がいて、その人たちが「上がれ上がり」と言うが、できるだけ上がらないでください、

どうしても上がらなければいけない時も、出されたお茶は飲んではいけないということを面会に来た家族に対して受付で言うわけです。外部の人は中に入ろうなんていっても、それは駄目。絶対入られない。

長州：偏見差別と言うけど、職員の偏見差別が一番強い。今でも覚えているけど、帽子とマスクを取って、長靴を脱ぐように園が命令した際、看護婦4、5人が退職した。

志村：マスクは取れないといって。

長州：長靴からスリッパに替えることを園の方針にしたら、看護婦の4、5人が退職した。患者は危ない、汚いということを園長以下が朝晩教えるから、マスクと帽子を取って、普通の看護師のような格好にするようにという園の命令を聞くことができずに、看護婦が退職した。

志村：今でこそ周辺は住宅が一杯ですが、当時、園の外は、ほとんど家もなく、人通りなかったです。

長州：藁屋根の家がポツンポツンとあって。

志村：そう。山のほうにね。

杉野：どう考えても、園内で裁判の傍聴がなかったということだけは間違いないんです。中身は全然見られんだったけんですね。

## 第7 最後に

黒木：時間もそろそろきました。今回、我々は、司法の責任という観点から特別法廷の調査検証という意味で本日参りましたけれども、特別法廷の問題について菊池事件を含めて何か最後に今後やってほしいことなどがあれば、お願いします。

長州：私は、やはり象徴的な事件であるF事件は、何かの手立てで、

日の目を見るように皆さんに御尽力願いたい。死刑執行になったということを考えるならば、やはりもう残念至極、「寮友」として本当に残念だから、応援してください。

志村：菊池事件には、殺人事件以前に、ダイナマイト事件（殺人未遂事件）がありまして、殺害された被害者Hは、村役場吏員（衛生課元職員）ですが、自宅の屋敷の水を流すために、ダイナマイトを使って、石を爆破して溝を掘ったということは集落の人は全部知っているわけです。Fさんが牛の餌をやろうと思って牛を表に出して4時ごろ牛の餌をやっていたら、川の方で、パンという花火でもないような音がしたという証言があるのです。被害者Hが、昭和17年の軍用ダイナマイトを試しにやったんじゃないか、本当にしけって、ポツと燃えるだけで、試しをやったんじゃないか。竿の竹の先に糸で吊るしたダイナマイトに火をつけて外から投げ込んだと言うけれど、破裂しないことを実証してみて、自分の家に。そういう事件があったと。

Fさんは何回か結婚していて、最後の奥様とも別れたのですが、実はそこに痴情が絡んでいて、ダイナマイトの投げ込みは恋敵という説もあります。

(Fさんの)弟さんは、同じくF姓ですけど別のF家に養子に行きましたので、実際の後見人ではありません。Fさんの娘さんが、再審の申立てができるのですが、叔父(Fさんの弟)さんから随分お金の援助してもらったので、叔父さんが承諾しないと再審申立てができないというのが現状です。検察が再審請求をするよう、私も検察庁に十数回行きました。この間、最高検察庁に行ったところ、「はい、よく存じています」と女性の検事が言っていました。判断はすべて最高検察庁でやっていると思います。そう

いうことですので、今後、検察庁が（申立を）却下すれば、違憲訴訟をやろうという話がありますので、そうなったときには、皆様、よろしくお願ひします。

杉野：本当によろしくお願ひしとります。

黒木：本日は3時間という長時間、本当に疲れ様でした。我々も、本日は貴重な経験として、今日のお話を今後の活動に生かしていきたいと思います。皆様、本当に今日は有り難うございました。

（以上）

## 最　後　に

当委員会は、2016年6月23日（金）国立ハンセン病療養所「菊池恵楓園」を訪問して、園内の歴史的建造物などを視察するとともに、入所者3名の方々から隔離被害及びハンセン病「特別法廷」において「隔離裁判」が行われた状況などについて聴取調査を行いました。

午前中の園内見学では、菊池医療刑務支所を視察しましたが、菊池恵楓園に併設され、刑務所として高い塀で一般社会と厳然と遮断されている状況からすれば、その中の接見室を特別法廷として利用すること自体、司法がハンセン療養所入所者に対して不当な偏見をもって差別し、積極的に患者隔離に加担していたことを感じました。

午後の入所者聴取では、当時、患者地帯（有菌地帯）と職員地帯（無菌地帯）に分離されている状況の中で、患者地帯に位置する「自治会事務所」において、幔幕で囲まれて裁判が開かれており、一般市民はもとより入所者の傍聴も無理な状況であったことが確認されました。また、「慰安所」と呼ばれていた公会堂で行われた菊池事件の裁判でも、入所者用出入口は幔幕で覆われて、傍聴人はおらず、警察官尋問の際、被告人Fさんが激しく抗議する様子も語られました。たとえ、「慰安所」の職員地帯に面している出入口部分から一般人の出入りが可能だとしても、らい予防法の下で強制隔離の対象とされているハンセン病患者の療養所内に設置された「特別法廷」に一般人が近づくことは現実的には極めて困難であり、このような「隔離裁判」自体、法の下の平等に反し、刑事被告人の公開裁判を受ける権利を侵害したことは明らかといえます。

このように司法自身がハンセン病患者をまさに「日本国憲法の枠外」に置いて差別し、基本的人権を侵害してきたという重大な歴史的事実を目の当たりにし、当事者の深い悲しみと憤りの声に接したとき、私たち自身が、これまで何らの具体的な取組みを行ってこなかつたことについて、痛恨の悔悟を感じざるを得ません。

裁判所・検察庁はもとより、私たち弁護士・弁護士会も「特別法廷」における人権侵害に加担してきた法曹の責任があります。私たちは、今後、その責任に真摯に向き合い、私たちの心の中に潜む「差別の心」について、繰り返し、見つめ直していく必要があると思います。本視察報告書がその端緒・一助になれば幸いです。

最後に、今回の視察調査及び報告書発刊にあたって、当連合会理事の方々、当委員会視察調査団員・報告書編集委員、事務局及び城島印刷ほか関係者の方々には大変お世話になりました。心より御礼申し上げます。

2016年9月

九弁連人権擁護委員会・ハンセン病「特別法廷」問題プロジェクトチーム

責任者 黒木聖士

## 参考資料

- 1 「菊池事件」について検察官による再審請求を求める理事長声明  
(九州弁護士会連合会理事長, 2013年4月30日)
- 2 ハンセン病「特別法廷」(隔離法廷)と司法の責任に関する理事長声明  
(九州弁護士会連合会理事長, 2016年5月26日)

## 「菊池事件」について検察官による再審請求を求める理事長声明

平成 24（2012）年 11 月 7 日、ハンセン病元患者 3 団体は、検事総長に対して、検察官自らがいわゆる「菊池事件」について再審請求を行うよう求める要請書を、熊本地方検察庁に提出した。同事件は、ハンセン病患者とされた藤本松夫氏が、自分の病気を熊本県衛生課に通報した村役場職員を逆恨みして殺害した等として、昭和 28（1953）年 8 月 29 日に死刑判決の宣告を受け、同 37（1962）年 9 月 14 日に死刑執行された事件である。

同事件の訴訟手続は、「らい予防法」により一般社会とは隔離されていた国立療養所菊池恵楓園、あるいは、ハンセン病患者のみの受刑者が収容される菊池医療刑務支所に仮設された「特別法廷」において非公開で行われており、かつ、この「特別法廷」内においては、裁判官、検察官、弁護人がいずれも予防衣と呼ばれる白衣を着用し、記録や証拠物等を手袋をした上で火箸等で扱うなど、ハンセン病に対する差別、偏見に満ちた取り扱いがなされた。さらには、被告人が殺人の公訴事実を一貫して否認しているにもかかわらず、第一審の弁護人は、罪状認否において「現段階では別段申し上げることはない」として争わず、また、検察官提出証拠に全て同意するなど、実質的に「弁護不在」の審理がなされている。

同事件のこのような訴訟手続が、裁判の公開（憲法第 82 条）、平等・公平な裁判（憲法第 37 条 1 項）、適正な刑事手続（憲法第 31 条）、弁護人による弁護（憲法第 34 条）を保障した憲法の規定に反し、被告人の裁判を受ける権利等を侵害するものであることは明らかであり、同事件は、本来人権を守るべき責務を負っている裁判官、検察官及び弁護人という法曹三者が、ハンセン病に対する差別・偏見により、自ら取り返しのつかない人権侵害を犯したものと言わざるを得ない。逮捕においては兇器を携帯しないのに銃で腕を射抜き、再審請求にあっては棄却した翌日即時抗告の機会を与えることなく死刑を執行した。刑事司法手続は、捜査開始から死刑執行まで全体にわたってハンセン病に対する偏見に基づき差別的に行われた疑いがあり、これを解明する必要がある。

実体的にも、確定判決の証拠関係にはこれまで幾多の問題点が存在すると指摘してきた。必要な実験や法医学鑑定等を実施して、それらの疑問についても解明されなければならない。

確定判決が憲法条項に違反していれば、その判決は正されなければならない。有罪認定に合理的な疑いが残るのであれば、これも是正されなければならない。これらはいずれも国家の責務であるが、再審請求者の第1順位に検察官を挙げる刑事訴訟法439条1項からして、公益の代表者たる検察官がこの任務を担うべきことは明らかである。

当連合会は、これまで社会に向けて、ハンセン病元患者らが受けた被害の回復、差別偏見の解消等いわゆるハンセン病問題の解決に向けて最大限の努力を惜しまない旨を誓約してきた。当連合会はその実現に努力してきたし、これからもその活動に全力を尽くす所存である。

残されたハンセン病問題の解決として、当連合会は、同事件において差別的な刑事司法手続が行われた疑いにつき、法曹三者の一員としての責任も自覚しつつ、公益の代表者たる検察官に同事件の再審請求を行うよう求め、刑事司法が刑事司法の誤りをみずからの手によって速やかに正すよう真摯に願うものである。

平成25（2013）年4月30日

九州弁護士会連合会理事長 住田 定夫

# ハンセン病「特別法廷」（隔離法廷）と司法の責任に関する 理事長声明

## 1 最高裁判所の開廷場所指定に関する調査

ハンセン病患者が当事者となった裁判がハンセン病療養所・刑事収容施設等に設置された「特別法廷」（隔離法廷）で行われてきた問題について、2013年（平成25年）、全国ハンセン病療養所協議会等が最高裁判所（以下「最高裁」という）に対し「特別法廷」の検証を求めていたところ、最高裁事務総局は、2014年（平成26年）、ハンセン病を理由とした開廷場所指定に関する調査委員会を設置して調査を開始し、有識者委員会の調査を経て、2016年4月25日、調査報告書を公表した。

調査報告書によると、ハンセン病を理由とする裁判所外での開廷は、1948年（昭和23年）から1972年（昭和47年）まで95件を認可、1件は撤回、不指定事例はなく（認可率99%）、最高裁事務総局の専決により定型的に処理されてきた運用について、遅くとも昭和35年以降は、合理性を欠く差別的取扱いであったことが強く疑われ、裁判所外の開廷は真にやむを得ない場合に限られると解される裁判所法に違反するもので、一般社会の偏見・差別の助長につながり、ハンセン病患者の人格と尊厳を傷つけたとして、反省し、お詫びした。

最高裁が、過去の司法行政事務を調査・検証し、自らの過ちを認めてお詫びし、再発防止を誓ったことは、極めて画期的であり、評価できる。

しかし、1960年（昭和35年）前についての判断をしておらず、「特別法廷」の違憲性を認めていない点で、ハンセン病患者に対する差別の本質に関する問

題意識が不十分といえ、問題がある。

## 2 「特別法廷」の一律指定による差別的取扱い

そもそもハンセン病は感染し発症するおそれが極めて低く、戦後は、特効薬により治癒する病気となり、世界的に隔離政策の問題性が指摘され、日本国憲法が施行された中で、ハンセン病という理由のみで「特別法廷」を指定していたことは、基本的人権を侵害する著しく不合理な差別的取扱いであった。

## 3 「特別法廷」の実態と本質

「特別法廷」は開廷場所のみならず、その実態も極めて異常であった。

1952年（昭和27年）に熊本県内で起きた殺人事件（菊池事件）では、「特別法廷」でハンセン病患者とされた被告人の刑事裁判が行われ、法曹関係者は予防衣を着用して証拠物を手袋と火箸で取り扱うなど被告人に対する極めて非人間的な扱いがなされ、被告人が無実を訴えていたにもかかわらず、第一審の弁護人は検察官提出証拠に全て同意し、1953年（昭和28年）に死刑判決が下され、第3次再審の請求棄却の翌日に死刑が執行された。

ハンセン病患者は、司法の場において、根強い差別と不当な偏見の下で、「日本国憲法の枠外」に置かれていた。

## 4 「特別法廷」の違憲性

そうすると、「特別法廷」は、ハンセン病患者に対する著しく不合理な差別的取扱いとして、平等権（憲法第14条）及び個人の尊厳（第13条）を侵害したと言わざるを得ない。

また、「特別法廷」は、ハンセン病療養所等の隔離施設に設置され、強制隔離政策によるハンセン病患者に対する極めて強い差別・偏見の下で、一般人の認識としては、近づき難く、自由な立入りができるとは考えられなかつたことから、実質的には非公開といえ、裁判の公正を図るという裁判の公開原則（第 82 条）及び適正手続保障（第 31 条）に違反し、特に刑事被告人の公平な公開裁判を受ける権利（第 37 条）を侵害したと言わざるを得ない。

## 5 司法の責任

以上より、当連合会は、最高裁に対し、自らの過ちは自ら正すという観点から、「特別法廷」の実態・本質について徹底したさらなる調査・検証を行い、「特別法廷」の違憲性を明確に認めたうえで、改めてハンセン病患者・元患者及びその家族に謝罪し、名誉回復措置を図るとともに、今後、再発防止策を講じることを求める。加えて、上記調査・検証のために、患者・元患者を含めた第三者機関の設置を求める。

検察庁に対しても、上記同様の調査・検証、謝罪・名誉回復措置及び再発防止策を求めるとともに、2013 年（平成 25 年）4 月 30 日付「「菊池事件」について検察官による再審請求を求める理事長声明」でも述べたとおり、名誉回復措置として、「菊池事件」について職権による再審請求を行うことを改めて強く求める。

## 6 当連合会の責任

当連合会は、1998 年（平成 10 年）に「ハンセン病問題についての決議」を、

2001年（平成13年）には「ハンセン病問題の全面的解決を求める決議」を行い、ハンセン病患者・元患者の基本的人権の侵害を見過ごし、放置してきた責任を自覚し、問題解決に向け努力するとの決意を表明してきた。

九州内の菊池恵楓園・菊池医療刑務支所において、長年にわたり多数回「特別法廷」が設置され、九州内の多くの弁護士も弁護人として関与しており、冤罪を訴えながら死刑執行に至った「菊池事件」が発生したという事情が存在するにもかかわらず、当連合会は、本問題に関する自己検証に取り組んでこなかった。

基本的人権の擁護を使命とする当連合会は、「特別法廷」の問題について何ら具体的な取組みをすることなく放置してきた責任を痛感し、反省の意を表すと同時に、ハンセン病患者・元患者及び家族らをはじめとしてこの問題で被害を受けたすべての方々に対し、深く謝罪の意を表する。

今後、当連合会は、真摯な自己検証の上、過去の過ちを正し、二度と同じ過ちを繰り返さないため、ハンセン病患者・元患者に対する再審支援等を含めた名誉回復措置、ハンセン病政策の歴史を踏まえた当連合会内弁護士に対する人権研修等を含めた再発防止策を講じていくなど、さらなる努力をしていく決意である。

2016年（平成28年）5月26日

九州弁護士会連合会

理事長 萩 元 重 喜

## 九州弁護士会連合会人権擁護委員会

2016.6.23 菊池恵楓園視察調査団員（調査報告書編集委員）

北澤匡大（沖縄弁護士会・人権擁護委員会委員長）

（以下、五十音順）

岩橋英世（福岡県弁護士会）

大山和伸（宮崎県弁護士会）

黒木聖士（福岡県弁護士会）（編集委員）

塩山 亂（福岡県弁護士会）

大毛裕貴（鹿児島県弁護士会）（編集委員）

遠矢洋平（大分県弁護士会）（編集委員）

東島浩幸（佐賀県弁護士会）

益子 覚（熊本県弁護士会）

松尾康利（大分県弁護士会）（編集委員）

三角 恒（熊本県弁護士会）

宮路真賢（宮崎県弁護士会）

吉野雄介（熊本県弁護士会）（編集委員）

吉村真吾（福岡県弁護士会）

（以上、調査団員 14名）

国立ハンセン病療養所菊池恵楓園  
視察報告書

2016年9月

編者 九州弁護士会連合会人権擁護委員会

発行所 城島印刷